

あつ

Aしおかぜ 63号

発行日 令和4年11月1日
 編集 男女共同参画情報紙編集スタッフ
 (大畠由香・川井幸子
 小林綾・長崎真理子)
 発行 姫路市 市民環境部 市民協議課
 (〒673-8502 姫路市本町2-16-32)
 ☎ 054-626-1178
 ☐ kyodo@city.yaizu.lg.jp

©かわいさちこ

男女共同参画社会とは、世代や性別にかかわらず、誰もが自分らしく暮らせる社会です。
 そのためにも、私たちの住む地域や身近な社会生活について、行政と市民が互いに知り、学び、考え、発信し合い、共に社会をつくって動かしていきましょう。

1、2、3、4



男性の育児休業（育休）取得を促進するとともに、職場全体の雇用環境整備を進めること等を目的として「育児・介護休業法」が改正され、2022年4月から段階的に施行されています。2021年の厚生労働省のデータでは男性の育休取得率は13.97%で、女性の育休取得率85.1%に比べて、大幅に低いのが現状です。法改正により、企業が従業員の育休取得を促すような取組みが義務化され、男女ともに仕事と育児等の両立ができる職場環境になることが期待されています。

改正後の働き方・休み方のイメージ（例）

Check!

法改正の注目ポイント！

★個別の周知、意向確認の義務化（2022年4月～）

従業員から妊娠や配偶者の出産について報告があったら、社内の育休制度について個別に説明し、育休を取得するかどうか本人の意向を聞くことを事業主に義務化。

★出生時育児休業（産後パパ育休）の創設（2022年10月～）

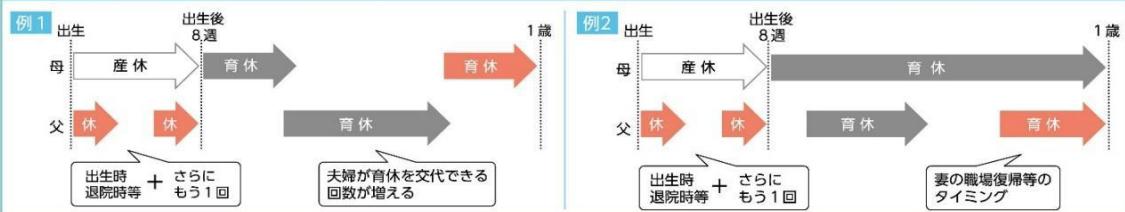
父親が生後8週間以内に最大4週間（2回に分割可）の「産休」を取得できる制度を新設。

★育休の分割取得（2022年10月～）

子どもが1歳になるまでの育休を分割して2回取得することが可能。

2022年10月1日～

➡ ピンク色の矢印が、今回の改正で新たにできることになります。



参考：リーフレット「育児・介護休業法改正ポイントのご案内」/厚生労働省

これにより、出産直後の大変な時期に家事や育児を協力したり、夫婦間で育休を交代することができるようになります。男性が育休をとり、家事や育児を経験することで、復帰後も家事・育児への参加意識が変わってくるのではないかでしょうか。

次のページでは、実際に育休を取得した男性にお話を伺い、苦労したことや感じたことについて聞いてみました。



※ここで紹介したのは法改正の一部です。詳細については、厚生労働省のホームページをご確認ください。▶▶

男女共同参画・人権フォーラムinやいづ2022

『LGBTQへの理解』～身近にいるセクシャルマイノリティ～

講師 一般社団法人ELLY 代表理事

山口 婦一さんオンライン講演会

私自身、生まれた時は女性、自身としては男性と自覚がありました。学生時代、「自分はいったいなぜ女性なのか？なぜ男性じゃないのか？」と悩む日々を過ごしていました。

LGBTの存在を知らない人たちが日本にはまだまだたくさんいます。知らないのがダメだったわけではなく、「知る機会がなかっただけ」。この講演会を通して、LGBTの存在を楽しく真面目に知っていただく機会になればと思います。



日時 令和4年12月10日(土)

13:30～15:00

入場無料
要事前申込

聴講会場 烧津市役所 会議室1B

(焼津市本町2丁目16番32号)駐車場あり

定員 会場:40名(先着順) Zoom:120名(先着順)

申込方法 12月7日㈬正午までに右記QRコードよりお申し込みください。(電話も可)

申込・問合先 烧津市市民環境部

■市民協議課 ☎ 054-626-1178 kyodo@city.yaizu.lg.jp

■暮らし安全課 ☎ 054-626-1131 kurashianzen@city.yaizu.lg.jp

ひとつ「働き方」を変えてみよう！

カエル！ バッハバーン

Change JPN

5

「仕事と生活の調和」の実現に向けて、ひとつ「働き方」を力えてみませんか？

Aしおかぜの紙面に隠れているカエルを見つけてみよう！全部で何匹いるかな？

(答えは Aしおかぜ4ページ下)

詳細は→

